



基発第 1030007 号
平成 15 年 10 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 15 年政令第 457 号）が平成 15 年 10 月 16 日に公布され、平成 16 年 10 月 1 日から施行されることとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺憾なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

石綿のうちアモサイト（茶石綿）及びクロシドライト（青石綿）については、平成 7 年政令第 9 号による労働安全衛生法施行令第 16 条の改正により、その製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造等」という。）が禁止されているが、近年、その他の石綿についても代替品の開発が進んできていること等を踏まえ、国民の安全確保等の観点から石綿の使用が不可欠なものではなく、かつ、技術的に代替化が可能な石綿含有製品について、その製造等を禁止するものである。

2 改正の要点

(1) 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）を含有する石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング、クラッチフェーシング、クラッチライニング、ブレーキパッド、ブレーキライニング及び接着剤（以下「石綿セメント円筒等」という。）の製造等を禁止すること（第

16条及び別表第8の2関係)。

- (2) この政令は平成16年10月1日から施行すること(附則第1条関係)。
- (3) 平成16年10月1日前に製造され、又は輸入された石綿セメント円筒等については、労働安全衛生法第55条の規定は適用しないこと(附則第2条第1項関係)。
- (4) 平成16年10月1日において現に石綿セメント円筒等を試験研究のために製造し、又は使用している者については、平成16年12月31日までの間は、改正後の労働安全衛生法施行令第16条第2項の要件に該当しない場合にも、当該石綿セメント円筒等を製造し、又は使用することができること(附則第2条第2項関係)。

3 細部事項

- (1) 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)には、クリソタイル(白石綿)、アンソフィライト、トレモライト及びアクチノライトが含まれること。
- (2) 石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。)をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒等の製造等が禁止されるものであり、すべての石綿セメント円筒等の製造等が禁止されるものではないことに留意すること。
なお、石綿セメント円筒等以外の石綿を含有する製品については、従前のおりとする。
- (3) 石綿セメント円筒は、石綿及びセメントを主原料として製造される円筒で、主に煙突として用いられるほか、地下埋設ケーブル保護管、臭気抜き、温泉の送湯管、排水管等にも用いられるものであること。
- (4) 押出成形セメント板は、セメント、ケイ酸質原料及び繊維質原料を主原料として高温・高圧下で空洞を持つ板状に押出成形し、硬化させたものであり、主に建築物の非耐力外壁又は間仕切壁等に用いられるものであること。
- (5) 住宅屋根用化粧スレートは、セメント、ケイ酸質原料、混和材料等を主原料とし加圧成形されたものであり、主に、住宅屋根に張られた板の上にふく化粧板として用いられるものであること。
- (6) 繊維強化セメント板は、セメント、石灰質原料、パーライト、ケイ酸質原料、スラグ及び石膏を主原料とし、繊維等を加え成形させたものであり、主に、工場等の建築物の屋根や外壁に用いられるものであること。
- (7) 窯業系サイディングは、セメント質原料及び繊維質原料を主原料とし、板状に成形し、硬化させたものであり、主に、建築物の外装に用いられるものであること。
- (8) クラッチフェーシングは、クラッチディスクの円板面又は円筒端面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、主に、クラッチディスクとフライホイールの間に配置され、駆動力の伝達を制御するものとして用いられるものであること。
- (9) クラッチライニングは、クラッチシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、主に、クラッチシューとクラッチドラムの間に配置され、駆動力の伝達を

制御するものとして用いられるものであること。

- (10) ブレーキパッドは、キャリパーに取り付けて使用される摩擦材部品であり、主に、ディスクローターをその両側からはさみ込むことで制動力を発生させるものとして用いられるものであること。
- (11) ブレーキライニングは、ブレーキシューの円周面にはり付けて使用される摩擦材部品であり、主に、外側に広がることでブレーキドラムの内側との摩擦により制動力を発生させるものとして用いられるものであること。

政令第四百五十七号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十五条及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第八の二に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第八の二 石綿を含有する製品（第十六条関係）

一 石綿セメント円筒

二 押出成形セメント板

三 住宅屋根用化粧スレート

四 繊維強化セメント板

五 窯業系サイディング

六 クラッチフェーシング

七 クラッチライニング

八 ブレーキパッド

九 ブレーキライニング

十 接着剤

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

(石綿含有製品に係る製造等の禁止に関する経過措置)

第二条 改正後の労働安全衛生法施行令(次項において「新令」という。)第十六条第一項第九号に掲げる物(次項において「石綿含有製品」という。)で、この政令の施行の日(次項において「施行日」という

。前)に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第五十五条の規定は適用しない。

2 施行日において現に石綿含有製品を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成十六年十二月三十一日までの間は、新令第十六条第二項の要件に該当しない場合においても、当該石綿含有製品を製造し、又は使用することができる。

(輸出貿易管理令の一部改正)

第三条 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二一の二の項(二)中「第十号」を「第十一号」に改める。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（製造等が禁止される有害物等） 第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。 一 八（略） 九 石綿（第四号及び第五号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第八の二に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの 十（略） 十一（略） 十二（略） 別表第八の二 石綿を含有する製品（第十六条関係） 一 石綿セメント円筒 二 押出成形セメント板 三 住宅屋根用化粧スレート 四 繊維強化セメント板 五 窯業系サイディング 六 クラッチフェーシング 七 クラッチライニング 八 プレーキパッド 九 プレーキライニング 十 接着剤</p>	<p>（製造等が禁止される有害物等） 第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。 一 八（略） 九（略） 十（略） 十一（略） 十二（略）</p>